

## 水産関係民間団体事業実施要領の運用について

平成 22 年 3 月 26 日  
21 水 港 第 2597 号  
水 産 庁 長 官 通 知  
最 終 改 正  
令 和 2 年 1 月 30 日  
元 水 港 第 1696 号

### 第 1 対象事業

この通知の対象となる事業の種類は、水産関係民間団体事業実施要領（平成 10 年 4 月 8 日付け 10 水漁第 944 号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要領」という。）の第 2 の別表に掲げる事業とする。

### 第 2 共通事項

#### 1 事業実施計画の提出及び変更

実施要領第 3 の 1 の事業実施計画は、別記参考様式第 1 号により作成し、実施要領第 3 の 2 の事業実施計画の重要な変更は別記参考様式第 2 号により作成し、水産庁長官に提出するものとする。

また、水産庁が別に定める公募要領に基づく課題提案書を提出した場合は、これをもって事業実施計画書に代えることができるものとする。ただし、課題提案書の内容に変更があった場合については、別記参考様式第 2 号により提出するものとする。

なお、個別事業ごとに様式が定められている場合には、それによるものとする。

#### 2 財産の運用・管理規定

事業実施主体が、補助事業実施期間後に補助事業の目的に従い事業の効果又は効率の向上を図るため、補助事業により取得した財産を実験等に供しようとする場合は、水産庁長官の承認を得なければならない。なお、実験等を委託して実施した場合も同様とする。

#### 3 特許権の処分・放棄の協議

事業実施主体は、本事業の結果取得した特許権等に係る水産関係民間団体事業補助金交付要綱（平成 10 年 4 月 8 日付け 10 水漁第 945 号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）第 18 の 3 に基づく利用又は処分については、次のとおりとする。

(1) 当該事業を実施した年度及び当該年度の翌年度以降 5 年以内に特許権等を放棄しようとするときは、別記参考様式第 3-1 号により事前に水産庁長官と協議する。

(2) 当該事業を実施した年度の翌年度以降 5 年を経過した後に特許権等を譲渡又は放棄した場合には、別記参考様式第 3-2 号により水産庁長官に報告する。

#### 4 指導及び監督

水産庁長官は、この事業の実施に関し必要な指導及び監督を行い、必要に応じ、事業実施主体からの報告を求めることができるものとする。

### 第 3 事業の目的、内容等

実施要領に掲げる事業を実施するために必要な個別事業の目的、内容等は以下のとおりとするほか、水産庁長官が別途定める公募要領によるものとする。

### 3－3 水産物輸出拡大連携推進事業

#### (1) 事業実施等の手続

ア 水産庁長官が別途定め、公示する本事業に係る公募要領（以下「公募要領」という。）の3で規定される輸出拡大連携協議会（以下「輸出拡大連携協議会」という。）は、第2の1の規定に基づく別記参考様式第1号による事業実施計画の提出に代えて、別記様式第1号によりその事業実施年度の事業実施計画を作成し、水産庁長官の承認を受けるものとする。実施要領第3の2の水産庁長官が別に定める事業実施計画の重要な変更（以下「事業実施計画の重要な変更」という。）を行う場合についても同様に、第2の1の規定に基づく別記参考様式第2号による事業実施計画の重要な変更の提出に代えて、別記様式第1号により事業実施計画の重要な変更を作成し、水産庁長官の承認を受けるものとする。

イ 事業実施計画の重要な変更は、次に掲げるものとする。

(ア) 輸出拡大連携協議会の代表機関及び構成員の変更

(イ) 事業の中止又は廃止

(ウ) 成果目標の変更を伴う事業実施計画の変更

(エ) 総事業費の3割を超える増減、国庫補助金の増又は3割を超える減

(オ) 交付要綱の別表1の7-4（1）の経費と同（2）及び同（3）の経費の相互間における増減

#### (2) 事業の成果目標

ア 輸出拡大連携協議会は、（1）のアの事業実施計画において、事業実施年度の3年後までの各年度における、以下の成果目標を定めるものとする。

(ア) 水産物輸出額

(イ) 輸出拡大連携協議会の活動

(ウ) 加工・流通コストの削減率や付加価値額の向上率等、バリューチェーンの改善

イ 輸出拡大連携協議会は、アの成果目標の達成状況について、事業実施年度の3年後までの各年度末における達成状況を、別記様式2号により、翌年度の6月30日までに水産庁長官に報告するものとする。

報告においては、設定した成果目標の達成状況について、その理由を分析するとともに、成果目標が達成されていない場合は、水産庁長官の指導・助言を受けるなど、成果目標の達成に努めるものとする。

ただし、当該期限までに適切に事業成果を評価することが困難であると見込まれる場合は、当該期限までに水産庁長官に報告の予定期日及び報告が遅れる合理的な理由を届出の上、届出を行った報告予定期日までに確実に報告するものとする。

#### (3) 海外の付加価値税の還付額に係る国費相当額の納付

輸出拡大連携協議会は、事業終了後に手数料等を上回る海外の付加価値税の還付が見込まれるときは、付加価値税の還付手続を速やかに行い、手数料を除いた還付額に係る国費相当額を国庫に納付するものとする。

また、他の事業と合算して付加価値税の還付手続を行う場合であっても、手数料等を除いた還付額に係る国費相当額を国庫に納付するものとする。

#### (4) その他

ア 本事業を実施することにより、特許権、実用新案権、意匠権、育成者権、プログラム及びデータベースに係る著作権等権利化された知的財産（以下「知的財産権」という。）を取得した場合、その知的財産権は、当該知的財産権を取得した輸出拡大連携協議会の構成員に帰属するものとし、代表機関には帰属しないものとする。ただし、輸出拡大連携協議会において別の定めをした場合にはこの限りではない。

また、本事業の一部を事業実施主体から受託する団体も含め、以下の（ア）から（エ）までに示す条件を守ることとする。

(ア) 本事業により成果が得られ、知的財産権の出願及び取得を行った場合、又は実施権を設定した場合には、その都度遅滞なく、国に報告すること。

(イ) 国が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして当該知的財産権を利用する権利を求めた場合には、無償で、当該権利を国に許諾すること。

(ウ) 当該知的財産権を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該知的財産権を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、国が知的財産権の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして当該知的財産権を利用する権利を求めた場合には、当該権利を第三者に許諾すること。

(エ) 本事業実施期間中及び本事業終了後5年間において、事業実施主体及び本事業の一部を受託する団体は、本事業の成果である知的財産権について、国以外の本事業の第三者に譲渡し、又は利用を許諾する場合には、事前に水産庁と協議して承諾を得ること。

イ アの知的財産権を取得した輸出拡大連携協議会の構成員は、本事業実施期間中及び本事業終了後5年間、収益の有無にかかわらず、毎年度、知的財産権の譲渡又は実施権の設定等に伴う収益の状況を別記様式3により水産庁長官に報告するものとする。

水産庁長官は、本事業実施期間中及び本事業終了後5年間において、知的財産権の譲渡又は実施権の設定等により相当の収益を得たと認められる場合には、輸出拡大連携協議会の構成員に対して、次の算式によって得られた金額を国に納付させるものとする。

ただし、この納付金は、本事業に係る補助金額を限度とする。

$$E = (A - B) \times \frac{D}{C}$$

A：収入総額（消費税相当額を除く。）

B：支出総額（消費税相当額を除く。）

C：補助事業に要した経費

D：本事業に係る国庫補助金

E：納付すべき収益額

### 3-4-(2)

#### 浜の活力再生プラン推進等支援事業のうち漁村女性活躍推進事業のうち女性活躍のための実践活動支援事業

##### (1) 事業実施主体

本事業の事業実施主体は、事業の適切な実施ができる民間団体として公募により選定された漁村女性や女性漁業者を中心に結成されたグループ、団体又は法人（以下「グループ等」という。）とする。

##### (2) 事業の内容

グループ等が各地域で取り組む特産品の加工開発、水産物消費拡大イベントの開催、直売所や食堂の経営等の意欲的な実践活動に要する経費を助成する。

##### (3) 機器の購入、設置等における利益提供の防止

グループ等は、機器の購入、設置等において次に掲げる者に利益が発生しないようにしなければならない。

ア グループ等の構成員

イ グループ等又はその構成員の子会社その他の関係団体

##### (4) 収益納付

グループ等は、本事業の実施期間中及び本事業終了後5年間においては、収益の有無にかかわらず、別記様式を用いて、毎年度、事業成果の実用化等に伴う収益の状況を報告しなければならない。

水産庁長官は、本事業の実施期間中及び本事業終了後5年間において、事業成果の実用化、知的財産権の譲渡、実施権の設定、事業の成果の他への供与等により収益を得たと認められる場合には、グループ等に対して、次の算式によって得られた金額を国に納付させるものとする。ただし、この納付金は、本事業に係る交付金額を限度とする。

$$E = (A - B) \times \frac{D}{C}$$

A：収入総額（消費税相当額を除く。）

B：支出総額（消費税相当額を除く。）

C：本事業に要した経費

D：本事業に係る国庫交付金

E：納付すべき収益額

**第4 交付要綱第23の水産庁長官が特に必要と認めるものは、公益財団法人海と渚環境美化・油濁対策機構、漁業信用基金協会、全国漁業協同組合連合会、日本かつお・まぐろ漁業協同組合、一般社団法人日本トロール底魚協会とする。**

附 則（平成22年3月26日21水港第2597号）

- 1 次に掲げる運用及び実施細則（以下この項目において「旧運用等」という。）は廃止する。ただし、この運用の施行前に旧運用等の規定により行うこととされている報告等については、なお、従前の例によることとする。
- (1) 漁船等省エネルギー・安全推進事業の運用について（平成21年3月30日付け20水推第1076号水産庁長官通知）
  - (2) 担い手代船取得支援リース事業の運用について（平成14年7月1日付け14水漁第766号水産庁長官通知）
  - (3) 鯨類捕獲調査円滑化事業の実施について（平成21年3月27日付け20水管第2658号水産庁長官通知）
  - (4) 我が国周辺水域資源調査推進事業の運用について（平成21年3月27日付け20水推第1037号水産庁長官通知）
  - (5) 國際資源対策推進事業の運用について（平成21年3月30日付け20水推第1044号水産庁長官通知）
  - (6) ポスト資源回復計画移行調査事業の運用について（平成21年3月27日付け20水管第2820号水産庁長官通知）
  - (7) 水産情報提供の整備推進事業の運用について（平成18年3月30日付け17水推第1172号水産庁長官通知）
  - (8) マグロ類新規代替漁場調査事業の運用について（平成20年4月14日付け20水管第53号水産庁長官通知）
  - (9) 漁場機能維持管理事業の運用について（平成21年5月29日付け21水管第484号水産庁長官通知）
  - (10) ノリ養殖業高度化促進事業の運用について（平成18年3月31日付け17水推第1210号水産庁長官通知）
  - (11) 養殖クロマグロ安定供給推進事業の運用について（平成20年4月1日付け19水推第925号水産庁長官通知）
  - (12) 持続的養殖生産・供給推進事業の運用について（平成21年3月27日付け20水推第1063号水産庁長官通知）
  - (13) 健全な内水面生態系復元等推進事業の運用について（平成21年3月27日付け20水推第1078号水産庁長官通知）
  - (14) 栽培漁業資源回復等対策事業の運用について（平成19年3月29日付け18水推第1458号水産庁長官通知）
  - (15) 広域連携さけ・ます資源造成推進事業の運用について（平成19年3月29日付け18水推第1496号水産庁長官通知）
  - (16) 漁場環境保全対策等事業の運用について（平成10年4月8日付け10水推第399号水産庁長官通知）
  - (17) 大型クラゲ国際共同調査事業の運用について（平成21年3月27日付け20水推第1066号水産庁長官通知）
  - (18) 有害生物漁業被害防止総合対策事業の運用について（平成20年3月31日付け19水推第920号水産庁長官通知）
  - (19) ノリ養殖業構造調整・競争力強化対策事業の運用について（平成21年3月27日付け20水推第1062号水産庁長官通知）
  - (20) 漁業の担い手確保・育成緊急対策事業の運用について（平成21年5月29日付け21水漁第609号水産庁長官通知）
  - (21) 漁業経営改善効率化支援事業の運用について（平成20年3月27日付け19水漁第3602号水産庁長官通知）
  - (22) 漁業共済経営環境変化特別対策事業の運用について（平成21年3月27日付け20水漁第2568号水産庁長官通知）
  - (23) 漁場漂流物対策推進事業の運用について（平成19年3月29日付け19水推第1498号水産庁長官通知）
  - (24) 漁場環境・生物多様性保全総合対策事業の運用について（平成20年3月31日付け19水推第950号水産庁長官通知）
  - (25) さけ・ます漁業協力事業の運用について（平成20年3月31日付け19水管第2708号水産庁長官通知）
  - (26) 漁協系統組織・事業改革促進事業の運用について（平成17年4月1日付け16水漁第2701号水産庁長官通知）
  - (27) 魚価安定基金造成事業の運用について（平成7年7月13日付け7水漁第1840号水産庁長官通知）
  - (28) 水産物産地販売力強化事業の運用について（平成21年3月30日付け20水漁第2551号水産庁長官通知）
  - (29) 漁場油濁被害対策事業実施細則（昭和50年7月17日付け50水研第1007号水産庁長官通知）
  - (30) 漁業公害等対策事業実施要領の運用について（昭和51年7月24日付け51水研第880号水産庁長官通知）
  - (31) 漁場環境評価メッシュ図作成等事業実施要領の運用について（平成6年7月13日付け6水研第522号水産庁長官通知）
- 2 実施要領第4の1の別表の右欄にいう、防除清掃費助成事業資金については、平成19年3月31日までに、その適正な保有水準を定めるものとし、これを超える金額については、すみやかに国に返還するものとする。

附 則（平成23年3月31日22水港第2463号）

平成22年度予算に係る改正前の規定により行うこととされている報告等については、なお、従前の例によることとする。

附 則（平成24年4月6日23水港第2882号）

平成23年度予算に係る改正前の規定により行うこととされている報告等については、なお、従前の例によることとする。

附 則（平成 24 年 8 月 1 日 24 水港第 1709 号）  
この改正は、平成 24 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 11 月 30 日 24 水港第 2426 号）  
この改正は、平成 24 年 11 月 30 日から施行する。

附 則（平成 25 年 2 月 26 日 24 水港第 2886 号）  
この改正は、平成 25 年 2 月 26 日から施行する。

- 附 則（平成 25 年 5 月 16 日 25 水港第 190 号）
- 1 この改正は、平成 25 年 5 月 16 日から施行する。
  - 2 平成 24 年度予算に係る改正前の規定により行うこととされている報告等については、なお、従前の例によることとする。
  - 3 太平洋小型さけ・ます漁業協会は、平成 24 年度予算に係るさけ・ます漁業協力事業を実施した民間団体が当該民間団体に造成した日口漁業協力資金及び日口漁業協力事業実施に関する権利義務等を承継するものとする。
  - 4 公益財団法人海と渚環境美化・油濁対策機構は、平成 24 年度予算に係る漁場油濁被害対策事業を実施した民間団体等から当該事業実施に係る権利義務関係を承継するものとともに、平成 25 年 1 月初日から平成 25 年 3 月末日までに発生した漁場油濁事故であって、当該民間団体等に対して申請のあった、原因者の判明しない又は原因者が判明している漁場油濁被害を防止するため、漁業者が行う油濁の拡大の防止及び汚染漁場の清掃に要した経費の支弁に関する業務を引き継ぐものとする。また、大規模な油濁事故等のため、審査、認定に至らなかつたものについても同様とする。
  - 5 次に掲げる運用通知（以下この項目において「旧運用」という。）は廃止する。ただし、この通知の施行前に旧運用の規定により行うこととされている報告等については、なお、従前の例によることとする。
    - (1) 中小漁業関連資金融通円滑化事業実施要領の運用について（平成 17 年 4 月 1 日付け 16 水漁第 2543 号水産庁長官通知）
    - (2) 漁業経営基盤強化推進事業の運用について（平成 22 年 3 月 30 日付け 21 水漁第 2964 号水産庁長官通知）
    - (3) 漁業資金融通円滑化事業の運用について（平成 22 年 3 月 30 日付け 21 水漁第 2975 号水産庁長官通知）

附 則（平成 25 年 6 月 7 日 25 水港第 758 号）  
この改正は、平成 25 年 6 月 7 日から施行する。

附 則（平成 25 年 10 月 3 日 25 水港第 1966 号）  
この改正は、平成 25 年 10 月 3 日から施行する。

- 附 則（平成 26 年 2 月 6 日 25 水港第 2655 号）
- 1 この改正は、平成 26 年 2 月 6 日から施行する。
  - 2 平成 25 年度予算に係る改正前の規定により行うこととされている報告等については、なお、従前の例によることとする。

- 附 則（平成 26 年 3 月 20 日 25 水港第 3059 号）
- 1 この改正は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
  - 2 平成 25 年度予算に係る改正前の規定により行うこととされている報告等については、なお、従前の例によることとする。
  - 3 漁業運転資金融通円滑化対策事業実施要領の運用について（平成 15 年 1 月 30 日付け 14 水漁第 2319 号水産庁長官通知）（以下「旧運用」という。）は廃止する。ただし、この通知の施行前に旧運用の規定により行うこととされている報告等については、なお、従前の例によることとする。

- 附 則（平成 27 年 2 月 3 日 26 水港第 3238 号）
- 1 この改正は、平成 27 年 2 月 3 日から施行する。
  - 2 平成 26 年度予算に係る改正前の規定により行うこととされている報告等については、なお、従前の例によることとする。

附 則（平成 27 年 4 月 9 日 26 水港第 4030 号）

- 1 この改正は、平成 27 年 4 月 9 日から施行する。
- 2 平成 26 年度予算に係る改正前の規定により行うこととされている報告等については、なお、従前の例によることとする。

附 則（平成 28 年 1 月 20 日 27 水港第 2626 号）

- 1 この改正は、平成 28 年 1 月 20 日から施行する。
- 2 平成 27 年度予算に係るこの通知による改正前の通知の規定は、なお従前の例による。

附 則（平成 28 年 3 月 29 日 27 水港第 3193 号）

- 1 この改正は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の通知における平成 27 年度予算に係る規定は、なお従前の例による。

附 則（平成 28 年 5 月 9 日 28 水港第 706 号）

この改正は、平成 28 年 5 月 9 日から施行する。

附 則（平成 28 年 5 月 18 日 28 水港第 806 号）

この改正は、平成 28 年 5 月 18 日から施行する。

附 則（平成 28 年 8 月 10 日 28 水港第 1894 号）

この改正は、平成 28 年 8 月 10 日から施行する。

附 則（平成 28 年 10 月 11 日 28 水港第 2194 号）

- 1 この改正は、平成 28 年 10 月 11 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の通知における平成 27 年度予算に係る競争力強化型機器等導入緊急対策事業に係る規定は、なお従前の例による。

附 則（平成 29 年 3 月 28 日 28 水港第 3341 号）

- 1 この改正は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の通知における平成 28 年度予算に係る規定は、なお従前の例による。

附 則（平成 30 年 2 月 1 日 29 水港第 2596 号）

この改正は、平成 30 年 2 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 29 日 29 水港第 3258 号）

- 1 この改正は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の運用の規定により行うこととされている平成 29 年度予算に係る事業については、なお従前の例による。

附 則（平成 31 年 2 月 7 日付け 30 水港第 2340 号）

この通知は、平成 31 年 2 月 7 日から施行する。

附 則（平成 31 年 3 月 28 日付け 30 水港第 3221 号）

- 1 この改正は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の運用の規定により行うこととされている平成 30 年度予算に係る事業については、なお従前の例による。
- 3 次に掲げる運用通知等（以下「旧通知等」という。）は廃止する。ただし、この通知の施行前に旧通知等の規定により行うこととされている報告等については、なお従前の例によるものとする。
  - (1) 漁業経営維持安定資金制度の運用について（昭和 51 年 6 月 1 日付け 51 水漁第 2900 号水産庁長官通知）
  - (2) 漁業経営改善促進資金預託原資借入利子補給事業実施要綱の運用について（平成 23 年 9 月 1 日付け 22 水漁第 2456 号水産庁長官通知）
  - (3) 資金供給に関する基本契約書（例）（平成 7 年 7 月 18 日付け 7 水漁第 2586 号水産庁長官通知）

附 則（平成 31 年 4 月 25 日付け 31 水港第 397 号）  
この通知は、平成 31 年 4 月 25 日から施行する。

附 則（令和元年 9 月 1 日付け元水漁第 573 号）  
この通知は、令和元年 9 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年 11 月 1 日付け元水港第 1223 号）  
この通知は、令和元年 11 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 1 月 30 日付け元水港第 1696 号）  
1 この改正は、令和 2 年 1 月 30 日から施行する。  
2 この通知による改正前の運用の規定により行うこととされている平成 30 年度予算に係る水産物輸出拡大連携推進事業については、なお従前の例による。

別記参考様式第1号（第2第1項関係）

平成 年度〇〇〇〇〇〇〇〇〇事業実施計画書

番 号  
年 月 日

水産庁長官 殿

所 在 地  
団 体 名  
代表者の役職及び氏名 印

平成 年度における〇〇〇〇〇〇〇〇〇事業については、下記のとおり事業実施計画を作成したので、水産関係民間団体事業実施要領（平成10年4月8日付け10水漁第944号農林水産事務次官依命通知）第3の1の規定に基づき、提出する。

記

区分	補助事業に 要する経費	負担区分		備考
		国庫補助金	自己負担金	
	円	円	円	
合計	円	円	円	

第1 事業の目的

第2 事業の内容

(注) 備考欄には、積算基礎を入れること。

別記参考様式第2号（第2第1項関係）

平成 年度〇〇〇〇〇〇〇〇〇事業実施変更計画書

番 号  
年 月 日

水産庁長官 殿

所 在 地

団 体 名

代表者の役職及び氏名

印

平成 年度における〇〇〇〇〇〇〇〇〇事業については、下記のとおり事業実施変更計画書を作成したので、  
水産関係民間団体事業実施要領（平成10年4月8日付け10水漁第944号農林水産事務次官依命通知）第3の2の規定  
に基づき、提出する。

記

第1 変更の目的

第2 変更の内容

（事業実施計画書に準じて作成し、変更前を上段括弧書きに変更後を下段に記載すること）

別記参考様式第3－1号（第2第3項関係）

平成 年度〇〇〇〇〇〇〇〇〇事業に係る特許権等の放棄の協議

番 号  
年 月 日

水産庁長官 殿

所 在 地  
事業実施主体名  
代表者の役職及び氏名 印

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知があった標記の補助事業に関して、特許権等を放棄したいので、水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成22年3月26日付け21水港第2597号水産庁長官通知）第2の3の（1）の規定に基づき、下記のとおり協議する。

記

- 1 開発課題
- 2 特許権等の種類及び番号
- 3 出願又は取得年月日
- 4 特許権等の概要
- 5 放棄の理由

別記参考様式第3－2号（第2第3項関係）

平成 年度〇〇〇事業に係る特許権等の譲渡（又は放棄）報告書

番 号  
年 月 日

水産庁長官 殿

所 在 地  
事業実施主体名  
代表者の役職及び氏名 印

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知があつた標記の補助事業で取得した特許権等を譲渡（又は放棄）したので、水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成22年3月26日付け21水港第2597号水産庁長官通知）第2の3の（2）の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

- 1 開発課題
- 2 特許権等の種類及び番号
- 3 出願又は取得年月日
- 4 特許権等の概要
- 5 相手先及び条件（譲渡の場合）
- 6 放棄の理由（放棄の場合）

(3-3 水産物輸出拡大連携推進事業)

別記様式第1号

令和元年度水産物輸出拡大連携推進事業実施計画（変更）承認申請書

番 号  
年 月 日

水 産 庁 長 官 殿

住 所  
事業実施主体  
事業実施主体の長 印

令和元年度水産物輸出拡大連携推進事業について、下記のとおり事業実施計画を作成したので、水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成22年3月26日付け21水港第2597号水産庁長官通知）第3の3-3の（1）のアの規定に基づき、承認を申請します。

記

第1 事業実施体制（変更）

1 輸出拡大連携協議会の構成

○代表機関

商号又は名称	
事業種類・協議会の中での役割	
郵便番号・住所	
代表者氏名	
担当者氏名	
電話・FAX番号・メールアドレス	
経理責任者氏名	(注) 経理処理に有効な資格の有無、経験年数も記載すること
電話・FAX番号・メールアドレス	

○構成員

商号又は名称	
事業種類・協議会の中での役割	
郵便番号・住所	
代表者氏名	
主担当者氏名	
電話・FAX番号・メールアドレス	
経理責任者氏名	(注) 経理処理に有効な資格の有無、経験年数も記載すること
電話・FAX番号・メールアドレス	

（注）全ての構成員について記載すること。

申請書が連名で作成されている場合は、「郵便番号・住所」及び「代表者氏名」の欄は不要

2 外部委託先（外部への業務委託がある場合に記載）

外部委託先	
委託内容	
委託を行う理由	
当該委託先の選定理由	
委託金額	

### 3 事業資金の調達方法（事業費の自己負担分を支出する構成員について記載）

資金の内訳	自己資金：借入金＝
借入金の種類	
借入金の担保予定	(注) 資金調達に当たって担保の設定を予定している場合は、借入を行う構成員名、担保の対象、種類及び額について記載すること。

### 4 当該年度における他の補助事業への申請状況

申請年度・事業名	
補助金額	
事業概要	

### 5 過去3年間における補助事業の実績

実施年度・事業名	
補助金額	
事業概要	

### 6 経理処理体制

(注) 各構成員間の資金の流れ、各構成員における資金の管理・処理方法・外部監査の体制等について記載すること。

### 第2 事業（変更）の目的

(注) 輸出拡大連携協議会（又は構成員）が抱えている輸出における課題と、本事業によってそれをどのように解消しようとするのかを記載すること。

### 第3 事業（変更）の内容

#### 1 輸出バリューチェーン改善検討事業

検討会・調査等の名称	実施時期	実施場所	目的・内容・必要性	実施体制	金額(単位：千円)	備考
計	－		－	－		

(注) 金額の欄には積算の内訳を記入すること。（人数、回数、費目別単価等）

#### 2 輸出バリューチェーン改善システム等導入事業

##### (1) 電子システムの導入

###### ア 電子システムの概要

電子システムの概要	
導入の狙い・必要性	
導入・稼働スケジュール	

###### イ 導入するシステム・機器・備品等の詳細

品名	仕様	数量	単価（円）	金額（円）	設置（使用）場所	備考
計	－	－	－	－	－	

(注) 1 備考欄には購入、貸借の別等を記入すること。

2 購入の場合、所有権帰属者についても備考欄に記入すること。

##### (2) 水産物の加工に必要な機器・資材の導入

###### ア 機器・資材の概要

機器・資材の概要	
導入の狙い・必要性	
導入・稼働スケジュール	

イ 導入する機器・資材の詳細

品名	仕様	数量	単価(円)	金額(円)	設置(使用)場所	備考
計	—	—	—		—	

(注) 1 備考欄には購入、賃借の別等を記入すること。

2 購入の場合、所有権帰属者についても備考欄に記入すること。

(3) 水産物の集出荷・貯蔵・販売等に必要な機器・資材の導入

ア 機器・資材の概要

機器・資材の概要	
導入の狙い・必要性	
導入・稼働スケジュール	

イ 導入する機器・備品等の詳細

品名	仕様	数量	単価(円)	金額(円)	設置(使用)場所	備考
計	—	—	—		—	

(注) 1 備考欄には購入、賃借の別等を記入すること。

2 購入の場合、所有権帰属者についても備考欄に記入すること。

(4) 水産物の品質・衛生等の管理に必要な機器・資材

ア 機器・資材の概要

機器・資材の概要	
導入の狙い・必要性	
導入・稼働スケジュール	

イ 導入する機器・備品等の詳細

品名	仕様	数量	単価(円)	金額(円)	設置(使用)場所	備考
計	—	—	—		—	

(注) 1 備考欄には購入、賃借の別等を記入すること。

2 購入の場合、所有権帰属者についても備考欄に記入すること。

(5) その他、本事業の取組に必要な備品等

ア 機器・資材の概要

機器・資材の概要	
導入の狙い・必要性	
導入・稼働スケジュール	

イ 導入する機器・備品等の詳細

品名	仕様	数量	単価(円)	金額(円)	設置(使用)場所	備考
計	—	—	—		—	

(注) 1 備考欄には購入、賃借の別等を記入すること。

2 購入の場合、所有権帰属者についても備考欄に記入すること。

3 輸出バリューチェーン改善実証事業

実証する事項	実施時期	実施場所	必要性・実証方法	実施体制	金額 (単位：千円)	備考

計	－		－	－		

(注) 金額の欄には積算の内訳を記入すること。(人数、回数、費目別単価等)

#### 第4 事業(変更)の目標

目標	事業実施前	事業実施年度	1年後	2年後	3年後
①水産物輸出額					
②輸出拡大連携協議会の活動					
③加工・流通コストの削減率 や付加価値額の向上率等、バリューチェーン全体の改善					

(注) ①については、輸出目標額と主な輸出先国を記載すること。

②については、各年度における具体的な活動計画を記載すること。

③については、流通コストを〇%削減等、具体的な目標値を記載すること。

#### 第5 経費の配分

区分	補助事業に要する経費	負担区分		備考
		国庫補助金	自己負担金	
	円	円	円	
合計	円	円	円	

(注) 備考欄には、積算基礎を入れること。

#### 第6 添付書類

##### 別記様式第2号

##### 令和元年度水産物輸出拡大連携推進事業成果目標達成状況報告書

番 号  
年 月 日

水 产 府 长 官 殿

住 所  
事業実施主体  
事業実施主体の長 印

水産関係民間団体事業実施要領の運用について(平成22年3月26日付け21水港第2597号水産庁長官通知)第3の3-3の(2)のイの規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

##### 1 成果目標に対する実績

実績	事業実施前	事業実施年度 (目標)	1年後 (目標)	2年後 (目標)	3年後 (目標)
①水産物輸出額		( )	( )	( )	( )
②輸出拡大連携協議会の活動		( )	( )	( )	( )

③加工・流通コストの削減や付加価値額の向上率等、バリューチェーン全体の改善		( )	( )	( )	( )
---------------------------------------	--	-----	-----	-----	-----

2 上記実績に対する評価

[ ]

(注) 上記実績に対する、事業実施主体（輸出拡大連携協議会）の評価を記載すること。  
実績が目標に達していない場合は、目標の達成に向けた改善策も記載すること。

記様式第3号

令和元年度水産物輸出拡大連携推進事業収益状況報告書

番 号  
年 月 日

水産庁長官 殿

住 所  
事業実施主体  
事業実施主体の長 印

水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成22年3月26日付け21水港第2597号水産庁長官通知）第3の7－4の（4）のイの規定に基づき、下記のとおり報告する。

（注） 知的財産権の譲渡又は実施権の設定等に伴い、補助事業に要した経費を超えて、収益が発生した場合は、以下の文章を加えること。

知的財産権の譲渡又は実施権の設定等に伴い、収益納付が生じたので、金〇〇〇円を納付する。

記

1. 収益の内容：〇〇に係る収益（知的財産権の譲渡又は実施権の設定等）

2. 収益の内訳

項目	収入総額 (消費税相当額を除く) (A)	支出総額 (消費税相当額を除く) (B)	補助事業に要した 経費 (C)	本事業に係る 国庫補助金 (D)	納付すべき 収益額 (E)
金額					

※算式は、 $E = (A - B) \times (D / C)$  を用いること。

報告時の注意：収益が発生しなかった場合は、収益はなかった旨を報告すること。